

幸福度に関する研究会 運営要領(案)

幸福度に関する研究会（以下「研究会」という。）の運営については、「幸福度に関する研究会について」（平成22年12月9日内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

- ・ 会議における配布資料及び議事録は、原則として公表する。
ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。